国際会議場･幕張イベントホール施設利用規約

1 目　的

この規約は、国際会議場及び幕張イベントホール（以下「各施設」という。）を適正かつ円滑にご利用いただくために、必要な事項を定めたものです。

2 法令の遵守

株式会社幕張メッセ（以下「当社」という。）及び各施設の利用申込をする方（以下「利用者」という。）は、日本国の法令を遵守するものとします。

3 利用申込及び受付期間

各施設の空き状況の照会については、当社営業課までお問い合わせ下さい。
その際、利用者に関する情報や利用計画等をお伺いいたします。

(1) 国際会議場を、国際会議で利用される場合、あるいは国際展示場または幕張イベントホールと併せてご利用される場合は、利用開始日の1年前から予約を受付いたします。
前述以外でのご利用については、原則6ヶ月前から予約を受付いたします。
その際、当社にてご希望の会議室・利用時間等を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(2) 幕張イベントホールをご利用される場合は、利用開始日の１年前から予約を受付いたします。

(3) 予約の受付とは、当社が利用者から施設の利用を書面（Eメールを含む）にてご連絡いただき、利用者及び当社がこれを認めたときといたします。

(4) 予約をお受けした後、所定の施設利用申込書（以下「申込書」という。）を、当社に提出していただきます。なお、予約の受付から1ヶ月以内に申込書の提出がない場合は、予約を取り消すことがありますのでご注意ください。

4 利用承認

申込書のご提出後、当社は、利用者あてに各施設の施設利用承認書（以下「承認書」という。）を発行いたします。この承認書の発行をもって申込手続は完了し、施設利用契約の成立となります。これにより利用者は、承認書記載の会議室、ホール、控室及びこれに付属する共用部分（以下「施設等」という。）をご利用いただけます。

但し、その利用が、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき等、施設の管理上支障があると認められるときは、利用を承認いたしません。

5 使用料金

利用者には、施設の使用料金及び付帯料金をお支払いいただきます。

(1) 施設使用料金及び付帯料金
各施設の使用料金表をご参照ください。

(2) 施設使用料金及び付帯料金の支払い
施設使用料金及び付帯料金について、お支払いいただく金額及び期限は、下表のとおりです。承認書の発行後、利用者あてに施設使用料金等の請求書を送付いたしますので、承認書及び請求書に記載の支払期限までに当社指定金融機関にお振込みください。利用者の都合もしくは指示により、利用者以外に請求先を変更した場合でも、支払いの責任は利用者に負っていただきます。なお、振込み手数料は利用者のご負担とさせていただき、支払い通貨は日本円とします。

施設使用料金

施　設	支 払 期 限	支 払 金 額
国際会議場	利用開始日の4ヶ月前まで	施設使用料金の30%
	利用開始日の2週間前まで	施設使用料金の残額（70%）
幕張イベントホール	利用開始日の6ヶ月前まで	施設使用料金の50%
	利用開始日の3ヶ月前まで	施設使用料金の残額（50%）

付帯料金（設備・備品等の使用料、飲食関係費等）

施　設	支 払 期 限	支 払 金 額
国際会議場 幕張イベントホール	利用終了後の当社の指定日まで ※当社が必要と認めた場合は、その全額を上記、施設使用料金の支払期限までにお支払いいただきます。	付帯料金及びその他費用の精算

6 利用権の譲渡等の禁止

利用者は、当社の承諾なく、施設等の利用権利の全部又は一部を第三者に　譲渡または転貸することはできません。

7 利用変更及び取消

承認書発行後、利用者の都合により、承認書記載の利用内容を変更（一部取消を含む。以下同じ。）するとき、または全部を取消すときは、利用者には、当社の了承を得たうえで、次のいずれかの手続をとっていただきます。

(1) 承認書記載の利用内容を変更するときは、速やかに当社担当者までご連絡ください。
変更の内容により、各施設の利用承認事項変更届を提出していただく場合があります。

(2) 承認書記載の利用内容の全部を取消すときは、取消届を提出していただきます。

8 取消料

各施設利用の取消又は変更があった場合は、ご連絡の時期により以下の取消料（キャンセル料）を申し受けます。

⑴施設使用料金

施　設	期　限	取 消 料
国際会議場	利用開始日の4ヶ月前以降 2週間前の前日まで	施設使用料金の30%
	利用開始日の2週間前以降	施設使用料金の100%
幕張イベントホール	利用開始日の6ヶ月前以降 3ヶ月前の前日まで	施設使用料金の50%
	利用開始日の3ヶ月前以降	施設使用料金の100%

⑵付帯料金（設備・備品等の使用料、飲食関係費等）

施　設	期　限	取 消 料
国際会議場 幕張イベントホール	利用開始日の2週間前以降3日前まで	取消時点で発生する経費全般
	利用開始日の2日前以降	見積り金額の100%

9 利用承認の取消

(1) 当社は、次のいずれかに該当するときは、利用承認を取消し、または利用の制限をすることがあります。

①利用者が、施設使用料金等を承認書及び請求書に記載の支払期限までに支払わなかったとき

②利用者が虚偽の申込をしたとき、または承認書記載の利用目的と著しく異なる利用をしたとき

③利用者がこの利用規約及び管理上必要な事項を定めた諸規則　(以下「利用上の諸規則」という。）を遵守せず、または当社の指示に従わなかったとき

④公の秩序または善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき

⑤施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき

⑥施設または設備を毀損するおそれがあるなど、施設の管理・運営上支障があると当社が判断したとき

⑦利用者に支払能力がないことが明らかであるとき

⑧災害、計画停電、その他不可抗力により、施設の貸出が困難となったとき

⑨災害の発生により、千葉県、千葉市が各施設を避難所等に指定したとき

⑩感染症対策等のため、行政機関から各施設の使用中止の命令や催物の開催中止の勧告があったとき

⑪その他当社の責に帰すことができない不可抗力の結果、当社に施設の管理・運営上やむを得ない事由が発生したとき

(2) 上記(1)の①から⑦までの事項により利用承認が取消されたときは、支払い済みの施設使用料金等についてはお返しいたしません。また、国際会議場及び幕張イベントホールの付帯料金については、前項８取消料の⑵に準じてお支払いいただきます。
ただし、(1)の⑧から⑪までの事項によるときは、施設使用料金等の返金について、関係機関と協議のうえ決定いたします。

10 反社会的勢力の排除

(1) 利用者には反社会的勢力を排除するため、次の事項を確約していただきます。
違反した場合には、何らの催告をせず、直ちに予約及び利用承認を取消します。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）の関係者でないこと
②代表者、責任者、または実質的に経営権を有する者が暴力団等でないこと、または暴力団等への資金提供を行う等の関係にないこと
③当該利用が暴力団等の利益となる利用でないこと
④暴力団等に利用者の名義を利用させ、施設の申込みを行うものでないこと
⑤利用者自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないこと
・当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
・当社の名誉や信用を毀損する、または毀損するおそれのある行為
・当社の業務を妨害する、または妨害するおそれのある行為

(2) 予約及び利用承認を取消した場合、支払い済みの施設使用料金等はお返しいたしません。

(3) 当社は、施設等の利用について暴力団等との関係が疑われる情報を入手したときは、千葉県警察本部に照会し、意見を聴取します。

11 利用者の管理責任（善管注意義務）

(1) 関係法令等の遵守
当施設を利用するにあたり、関係法令並びにこの利用規約、利用マニュアル、防災指針、その他利用上の諸規則を遵守するとともに、関係業者、来場者等に対しても周知徹底してください。

(2) 管理責任
利用期間中に施設等で発生した事故等は、利用者に責任を負っていただきます。
従って、利用期間中は施設及び設備の保全に万全の注意を払うとともに、催物の秩序維持、来場者の安全確保について責任を持って必要な措置を講じてください。
①催物全般についての管理責任者を選任すること。管理責任者は利用期間中常駐し、責任を持って施設並びに催物等の管理を行うこと。また利用者は、防火責任者を選任し、火災防止に努めること。
②施設等の展示品、使用機器、備品等については、利用者が責任を持って保管し、盗難・紛失等が発生しないよう十分な対策を講ずること。
③利用者は、利用する施設等以外の場所で、当社の承諾なく、展示行為、販売行為、広告宣伝行為、勧誘行為等をしないこと。
④利用者は、催物の会場設営及び運営の計画について、当社と綿密な打合せをすること。
⑤利用者は、搬入出車両、来場者車両の整理・誘導計画、来場者の整理・誘導計画及び緊急時の対応方法等を記した警備マニュアルを作成し、安全かつ　円滑な車両及び来場者誘導を徹底させるとともに、事件、事故の防止に努めること。
⑥利用者は、国際会議場及び幕張イベントホールの施設、設備、備品等の毀損及び滅失がないように努めること。また、当社の承諾なく、施設及び設備そのものの現状に変更を加えないこと。

(3) 関係官庁への届出等
催物開催の際に必要な関係官庁（消防署、警察署、保健所、税関等）への届出及び許可申請等はすべて利用者が行ってください。

12 施設等への立入

施設保全や点検など管理業務上必要があるときは、当社及び当社指定の関係会社の社員は、あらかじめ利用者の承諾を得たうえで、利用中の施設等に立入らせていただきます。ただし、自然災害、火災、盗難、事故など緊急対応を要する場合には、利用者の承諾を得ることなく、利用中の施設等に立入らせていただきます。

13 原状回復及び返却

(1) 利用者には、利用期間の満了までに、利用する施設等に設置した造作物等を撤去し、施設等を原状に回復して、返却していただきます。

(2) 利用承認が取消となったときは、利用者には、直ちに施設等に設置した造作物等を撤去し、施設等を原状に回復して、返却していただきます。

(3) 利用者が原状回復をしなかったときは、当社は、施設等に設置された造作物等の所有権が放棄されたものとみなして、これを利用者の費用負担をもって任意に処分し、原状回復することができます。これに対して、利用者は、当社に一切の異議の申立、請求等はできません。

(4) 利用者は、施設等の返却に際し、当社に対して、造作物等の買取り、移転料その他一切の請求はできません。

14 損害賠償及び免責

(1) 利用者及びその関係者（関係業者、出展者、来場者を指す。以下同じ。）が、施設、設備、備品等を毀損または滅失したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

(2) 利用者及びその関係者が第三者に損害を与えたときは、当社は一切賠償の責を負わず、利用者にその損害を賠償していただきます。

(3) 利用者が、この利用規約及び利用上の諸規則に違反したことにより損害が発生したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

(4) 9の(1)または10の(1)により、当社が利用承認を取消したことにより発生した利用者及びその関係者の損害については、当社は一切賠償の責を負いません。

(5) 施設利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損等のすべての事故については、当社に重大な過失が無い限り、当社は一切の責を負いません。

15 優先関係

この規約の定めと利用上の諸規則の定めに相違がある場合は、この規約の定めを優先します。

16 秘密の保持

当社及び利用者は、業務上知り得た秘密を、相手方の承諾なく第三者に漏らすことはできません。

17 準 拠 法

施設の利用に関わる事項は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとします。

18 裁判管轄

施設の利用に関し利用者と当社間で紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

19 協　議

この規約及び利用上の諸規則に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、当社及び利用者は、誠意をもって協議し決定するものとします。

（2027年1月1日適用）

株式会社 幕張メッセ
〒261-8550　千葉市美浜区中瀬2-1
TEL 043-296-0001　FAX 043-296-0529　URL https://www.m-messe.co.jp